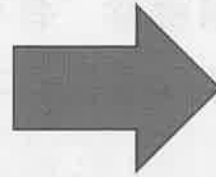


改正の概要（濃厚接触者の待機期間） R4.7.22

- 感染者数が急増
- 社会経済活動の維持



国が濃厚接触者の待機期間を見直し

	これまで	7月22日から(※)
待機期間	7日間 (8日目解除)	5日間 (6日目解除)
待機期間の短縮 ※抗原定性検査キットによる 2回の自費検査で陰性確認	4, 5日目検査で 5日目から解除	2, 3日目検査で 3日目から解除

感染者との最終接触日を0日目とする。

(同一世帯内の場合は、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする。)

※ただし、7日間が経過するまでは・・・

- 検温や自身による健康状態の確認
- 高齢者や基礎疾患のある者との接触を避ける
- 高齢者・障がい児者施設・医療機関への不要不急の訪問を避ける
- 感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける
- マスク着用等感染対策を徹底する

接触者のリストアップの基準 学校編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)